

## 高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の損傷事故 に関する調査報告書の概要

標記調査報告書は、平成 13 年 2 月に実施した高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び平成 14 年 1 月の石室西壁の損傷事故について、事実関係等を明らかにし、検証・評価等を行ったものである。

### 取合部天井の崩落止め工事

#### <事実関係>

1. 平成 13 年 2 月に工事を実施。
2. 国宝壁画を担当する美術工芸課が特別史跡を担当する記念物課に工事を依頼したが、カビ対策について何も指摘をしていない。
3. 工事仕様の検討について、記念物課から奈良文化財研究所に協力を依頼した。
4. 工事について東京文化財研究所は、全く関与していなかった。
5. 美術学芸課の担当者は、工事内容を十分に理解することなく、「鍵番」として立ち会いを行った。
6. 工事中は、工事業者が防護服を着用せずに取合部で作業を行った。
7. 防護服の着用を含め、「保存修理マニュアル」に対する認識が関係者によって日々であった。
8. 平成 13 年 3 月に取合部に大量のカビが発生し、同年 9 月及び 12 月に石室内に大量のカビが発生した。

検証

#### <責任の所在について>

史跡、壁画と所管が分かれた文化庁内及び研究所内の体制において、双方の情報が十分に伝達されていないことに起因して、カビ対策が不十分なまま工事が実施された。結果として大量のカビが取合部に発生したものと考えることができる。

検証

#### <保存修理マニュアルについて>

1. 公式なものではなく、現在に至るまで、保存修理や点検に関する書類として、事実上現場関係者に引き継がれているもの。
2. 記念物課の担当者にはマニュアルの存在が認知されていなかった。また、関係者の立場により、マニュアルのとらえ方が異なっていた。
3. 取合部の大量のカビ発生については、様々な原因が重なったことが考えられ、防護服を着用していなかったことのみにカビ発生の原因を求めることはできない。

## 石室西壁の損傷事故

### <事実関係>

1. 平成 14 年 1 月 28 日に室内灯の接触等によって石室西壁の男子群像下方部及び同群像胸部に損傷事故が起きた。
2. 同日中に美術学芸課長に報告が行われ、同月中に事故後の対応を課内で協議した。
3. 美術学芸課長は、文化財部長に、損傷事実と「絵のないところなので、通常の絵画の維持・管理で対応する」といった報告を行った記憶があると述べているが、同部長は記憶がないと言及している。
4. 損傷箇所については、美術学芸課と東京文化財研究所との間で協議が行われ、同年 3 月 28 日に石室内の土を水で溶いて塗るといった「補彩」を行った。
5. 損傷部分以外に、同年 5 月に 9 箇所の「補彩」が絵画担当の主任の指示により実施された。
6. 損傷事故及び補彩について公表することは検討されず、その後の恒久保存対策検討会等においても公表されていない。

検証

### <損傷事故について>

1. 人的損傷事故は、本件の他、平成 13 年 12 月の青龍の舌の一部毀損を確認。
2. 新たに加わった修理技術者や文化庁担当者への引き継ぎのためのビデオ撮影、石室内清掃等の煩雑な作業が多く、注意力が散漫したことが背景にある。
3. 特に重大な過失があったとは認められず、現場の環境を考慮すればやむを得ないことであった。
4. 問題は事故後の対応である。

検証

### <損傷事故の公表について>

1. 損傷事実について把握していたのは美術学芸課長と一部の担当者及び東京文化財研究所の所長と一部の担当者である。
2. 当時の美術学芸課長と主任文化財調査官は、「絵のないところなので、通常の絵画の維持・管理で対応できる」と判断したが、その判断自体に極めて大きな問題があった。
3. 損傷事故よりもカビ問題が大きかったため、公表について検討がされなかった。
4. 民間に求めている届出の内容と同程度の内容の報告書を作成して、上層部まで確実に情報が伝達するようにすべき。

検証

### <補彩について>

1. 補彩にあたっては、オリジナルに触れないことが大前提。
2. 本件処置は、オリジナルの漆喰に影響を及ぼすものであったことが問題であるが、損傷箇所の保護という緊急性及び壁画の鑑賞性の回復という視点に立った場合、作業内容自体は許容される。
3. 損傷部分以外の補彩については、緊急性ではなく緊急措置の延長線上で行うべきではなく、鑑賞上の問題として、しかるべき検討を経た上で行うべきであった。

## 評価

### 1. 組織体制の問題点－縦割りとセクショナリズム

- ・文化庁内の専門家集団の間の意思疎通が悪く、情報が共有されていない。
- ・文化庁内の幹部職員（担当課長）が情報を適切に判断することができない。
- ・文化庁と文化財研究所の組織上の連携がうまくいっていない。など

### 2. 情報公開と説明責任－その認識の甘さ

- ・現地保存による公開上の制約はあったにせよ、文化庁にはありのままの高松塚古墳の状況を広くかつ正確に伝達する姿勢に欠けていた。
- ・情報公開や説明責任に対する感覚や認識の甘さが、結果的に不手際の連鎖を生んだ。など

文化庁の意識及び体質に問題あり

## 今後の改善に向けて

### 1. 基本的な取り組み

- ・文化庁幹部職員の責任ある判断・対応
- ・文化財保護への真摯な取り組みに向けて職員の意識改革に全力を挙げること

### 2. 今後の課題

#### (1) 当面の課題

- ・保存・管理体制の抜本的見直し
- ・内部手続きの明確化
- ・保存修理マニュアルの明確化
- ・情報公開・説明責任に対する意識の涵養と徹底 など

#### (2) 中長期的な課題

- ・長期的な保存体制の見直し
- ・文化財の総合的な保護体系の確立 など

## 取合部崩落止め工事および石室西壁の損傷事故の経緯

事項		関係部署
崩落が確認されてから	<p>昭和 59年10月 平成 2年12月 3年12月 9年 3月 11年 3月</p> <p>取合部崩落写真 点検日誌で初めて崩落事実を確認 取合部の崩落度合いを確認 崩落が小康状態 美術工芸課長から記念物課に工事を依頼するよう指示</p>	
崩落工事の検討	<p>11年 4月 5月 12年 3月 6月 13年 1月 2月</p> <p>現地で初めて取合部工事の調査（美・記・奈） 文化庁内で協議（美・記） 定期点検・美術工芸課長が初めて取合部を視察 現地で調査（2回目）（美・記・奈・工事業者） 取合部工事契約手続き 特別史跡の現状変更手続き</p>	
工事	13年 2月	<p>工事（2/14～3/3） 美術学芸課現地立ち会い (考古調査官2名と主任、絵画主任) 取合部でカビを確認（28日）</p>
取合部で大量のカビが発生	<p>13年 3月 4月 5月 7月 8月</p> <p>定期点検（25～28日） 取合部に大量のカビ発生を確認（美・東） 取合部点検（8・9日） 文化庁長官に報告（カビ関係）（10日） 取合部点検（9～13日） 東京文化財研究所協議（美・東）（10日） カビ協議・石室開封点検の協議</p>	
石室内でカビが発生	<p>13年 9月 12月</p> <p>石室内点検（26～29日） 石室内にカビ発生を確認（美・東） 石室内点検（18日～21日） 石室内に大量のカビ発生を確認（美・東） 青龍に舌一部き損（東） 美術学芸課と東京文化財研究所の担当者でき損に話し話が行われる</p>	

損傷事故の発生	14年 1月	点検作業に修理技術者が加わる 点検作業（27～29日）（美・東） 損傷事故が発生（28日） 西壁男子群像下方部（午前） 西壁男子群像胸部（午後） ・剥落防止措置（当日）	美術学芸課	東文研
事故対応・補彩	14年 1月 2月 3月	美術学芸課内で損傷事故協議（30日） 美術学芸課長が東文研所長に事故対応の説明を行う（1日） 点検作業（25～27日）（美・東） 西壁男子群像下方部の剥落止め 報道関係者に壁画写真を提供 撮影年月日の異なるものを提供（美） 点検作業（27～29日）（美・東） 損傷部分の補彩を行う（28日） 現地で東文研所長の了解もと実施 損傷箇所以外の補彩についても言及（東文研所長）	美術学芸課	東文研
その他補彩	14年 4月 5月	点検メモ作成 補彩についての方針を確認（美） 損傷部分以外の補彩を行う（22・23日）（美）		
その後	14年 10月 11月 15年 3月 6月 11月 16年 6月 8月 10月 17年 6月	石室内に大量の黒カビを確認（28～31日）（美） 東京文化財研究所で協議（5日） 取合部工事後の状況を公表（12日） 緊急保存対策検討会（第1回）（18日） 報告書公表（26日） 取合部再工事 恒久保存対策検討会（第1回）（4日） 「国宝高松塚古墳壁画」刊行 朝日新聞劣化報道（20日～） 恒久保存対策検討会（第2回）（10日） 保存管理の経緯等の公表 発掘調査（～17年3月） 恒久保存方針検討会（第4回）（27日） 石室解体方針決定	記念物課	奈文研